

## 「内部質保証ループリック」の取扱い方針について

(平成 30 年 6 月 14 日認証評価委員会承認)

短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、第 3 評価期間はこの内部質保証を重点項目として評価することとしています。

このため、「内部質保証ループリック」(以下「ループリック」という。)を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ループリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ループリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。

「ループリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

### ○ 「内部質保証ループリック」の取扱い

- ① 「ループリック」は、評価校及び評価員に配布する。
- ② それぞれが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
- ③ 確認後は、それぞれが評価判定の内部資料として活用する。
- ④ 作成した「ループリック」は、非公表とする。

### ○ 評価校での取扱い

- ① 評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ループリック」を用いて項目 1～4について評価する。
- ② チェックした各項目の Level の内容が、自己点検・評価報告書の基準 I に、評価員が評価できる記述（現状及び高い Level への取組）となっているか確認する。  
また、基準 I と関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
- ③ 評価した「ループリック」は評価校の内部資料とする。

### ○ 評価員の取扱い

- ① 評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ループリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
  - 報告書等を基に作成した「ループリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
  - レベルアップ (Level IV) を目指して取り組むよう助言を行う。
  - 基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
- ② 本協会に基準別評価票とともに「ループリック」も提出する。

#### (関連資料)

1. 内部質保証ループリック
2. 【参考】「内部質保証ループリック」による自己点検・評価等について